

# 令和3年度 市民税・県民税

図課税課 ☎内線 2237

市民の皆さんに納めていただく税金は、安全で快適な暮らしを守るために使われます。その税金のひとつに住民税があり、市民税と県民税を合わせたものをいいます。個人の住民税は、納税義務のある方が、均等の額で負担する「均等割」と、所得金額に応じて負担する「所得割」から構成され、その年の1月1日現在にお住まいの市町村から前年の所得に基づいて課税されることになっています。

## 納める方法

市・県民税の納める方法は、次のとおりです。

### ◎納税通知書で納める方法(普通徴収)

…事業所得者など

市から個人あてに直接送付する納税通知書(6月中旬発送予定)により、年税額を令和3年6月、8月、10月、令和4年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。

### ◎勤務先が給与から差し引いて納める方法(特別徴収)…給与所得者

年税額を令和3年6月から令和4年5月までの12回に分けて、給与から差し引いて納めていただきます。

### ◎公的年金から差し引いて納める方法(年金特別徴収)…公的年金受給者

年税額を令和3年4月から令和4年2月までの6回に分けて、年金から差し引いて納めていただきます。

## 市・県民税が課税される方

令和3年1月1日現在

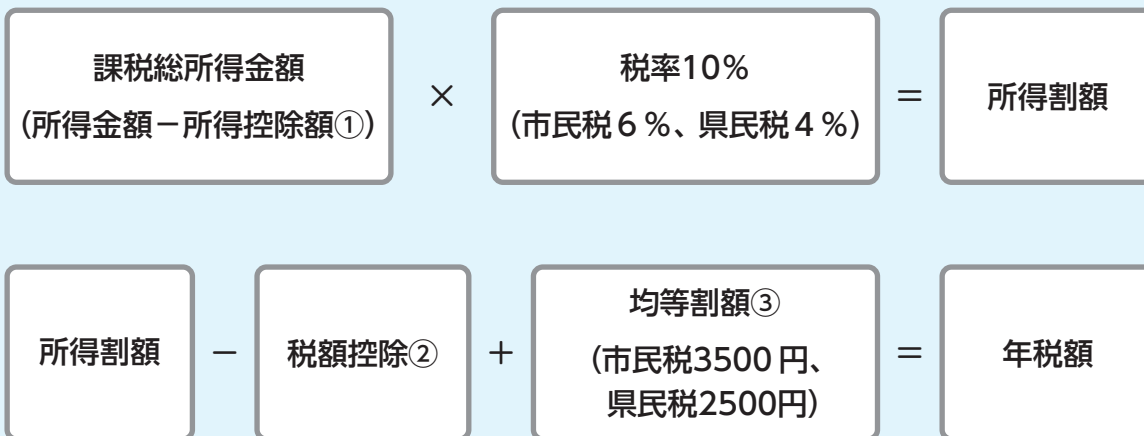
- ・市内に居住し、令和2年1月から12月までに一定以上の所得があった方
- ・市内に居住していないが、市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方(均等割のみ)



## 市・県民税が課税されない方

- ・令和2年1月から12月までに所得がなかった方
- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、寡婦・ひとり親で、令和2年1月から12月までの合計所得金額が135万円以下の方
- ・令和2年1月から12月までの合計所得金額が、次の金額以下の方
  - ①扶養親族がいない方…42万円以下
  - ②扶養親族がいる方…32万円×「本人+同一生計配偶者+扶養親族」の数+28万9千円以下

## 税額の計算方法



### ① 所得控除の種類

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(ひとり親)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

### ② 税額控除

調整控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除

※市・県民税には、政党等寄附金特別控除などの制度はありません。

### ③ 均等割額

市民税には復興税(500円)が、県民税には復興税(500円)と森林湖沼環境税(1000円)が含まれます。

※土地・建物などの分離譲渡所得は、計算方法が異なります。税率などについて細かく規定されていますので、詳しくはお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告の期限が延長されました。3月16日以降に確定申告をされた方については、年度途中で市・県民税額が変更になる場合があります。また、国民健康保険税などの算定にも影響が出る場合があります。

## 令和3年度の主な改正点

令和3年度の個人住民税から適用される改正点をお知らせします。改正の詳細については、ホームページをご覧ください。

- 1 給与所得控除の見直し
- 2 公的年金等控除の見直し
- 3 給与所得調整控除の新設
- 4 ひとり親控除の新設・寡婦控除の見直し
- 5 基礎控除の見直し
- 6 扶養控除等の所得金額要件の見直し
- 7 個人住民税の非課税範囲の見直し
- 8 調整控除の見直し



## 令和3年度市・県民税証明書の発行

(所得証明書・課税証明書・非課税証明書)

証明書の発行開始日／

◎給与からの特別徴収のみで納める方…5月14日(金)から

◎普通徴収・年金からの特別徴収で納める方、どなたかの扶養になつて居る方…6月1日(火)から

※コンビニ交付は、すべての方が6月1日(火)からとなります。

発行窓口／課税課、市民課、各支所・出張所

※申請に必要なものなど、詳しくはホームページをご覧ください。

